

平成24年9月13日

特許庁

総務部長 小糸 正樹 殿

国際弁理士連盟日本協会
会長 谷 義一



ヘーグ協定ジュネーブアクトにおける「自己指定の留保」について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の活動に対しまして格別のご指導、ご支援を賜り、ありがとうございます。厚く感謝申し上げます。

さて、現在、産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会において、ヘーグ協定ジュネーブアクトの加盟について議論されているところです。

そこで、当協会は、審議会で議論となっております、ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟について、下記の通り、要望致しますので、ご高配のほど宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 要望事項

(1) ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟に関しましては、日本の意匠法との整合性がとれない状態では加盟しないように要望致します。

(2) ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟に関しましては、自己指定の留保宣言（ヘーグ協定14条(3)）を行うことなく加盟しないように要望致します。

2. 理由

(1) 「ヘーグ協定ジュネーブアクトと日本の意匠法の整合性」について

ヘーグ協定は、無審査国を対象国として発展してきた制度であり、審査主義をとる日本とは整合性がとれない点が多く、整合性がとれないまま、ヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟することは、ユーザーの混乱を招くことになります。

よって、ヘーグ協定ジュネーブアクトと日本の意匠法との整合性をとることが必要と考えます。整合性のとれていない点につきまして、以下に説明致します。

イ) 物品名を記載しない場合の出願日の認定

ヘーグ協定ジュネーブアクトによりますと、物品名を記載しなくとも出願日が認定されますが、日本の意匠法では認定されません。物品性は、意匠の成立要件であり、日本の意匠法の基本中の基本ですので、日本の意匠法と整合性がとれるようにヘーグ協定ジュネーブアクトを改正する必

要があると考えます。

ロ) 出願変更

ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、出願変更について規定がありません。一方、日本の意匠法には出願変更の規定があり、頻繁に利用されています。

ヘーグ協定ジュネーブアクトによる国際出願についても、出願変更ができるように、ヘーグ協定ジュネーブアクトを改正する必要があると考えます。

ハ) 物品名または図面の補正と国際登録原簿

国際出願について、物品名または図面の補正をした場合に、その記録が国際登録原簿に記載されません。

記載されない場合には、国際登録の体をなしませんので、補正後の物品名または図面が国際登録原簿に掲載されるように、ヘーグ協定ジュネーブアクトを改正する必要があると考えます。

二) 提出できる図面

ヘーグ協定ジュネーブアクトでは、6図までしか図面の提出が許容されておりません。しかしながら、6図では意匠を特定できない場合がありますので（例：断面図が必要な場合）、7図以上の図面を提出できるようにヘーグ協定ジュネーブアクトを改正する必要があると考えます。

ホ) 関連意匠制度

ヘーグ協定ジュネーブアクトは、日本の関連意匠制度を想定しておりませんので、国際登録原簿や出願書類に関連意匠と本意匠を記載することができません。

関連意匠が国際段階で認められるようにヘーグ協定ジュネーブアクトを改正する必要があると考えます。

（2）「自己指定の留保」について

イ) 審査遅延を回避するため

ヘーグ協定に加盟した場合、拒絶理由は英語で記載する必要がありますが、例えば、物品性を要件とせず、図面要件が緩やかな欧洲からの出願に対して、物品性を要求し、厳格な図面要件をとる日本からの拒絶理由を分かりやすく英語で説明するには大変な労力がいり、審査遅延が懸念されます。

自己指定を認めた場合には、日本からの出願も英語で拒絶理由を記載する必要があり、より一層の審査遅延を招く恐れがあります。

自己指定留保の規定は、ハ) で述べますように、外交会議において日本の提案により設けられた規定であり、その大きな理由は、審査遅延の回避にあります。

ロ) ヘーグ協定加盟時の混乱を回避するため

自己指定を認めた場合に、①日本特許庁への直接出願のルートと②W I P O ルートの2つがで
き、同じ取り扱いであると考えて、W I P O ルートで自己指定した場合に、①国際登録原簿にお
ける拒絶理由の開示、②早期公開などの日本のルートにはない不利益に直面することになり、混
乱を招くことになります。

このような混乱を避けるために、自己指定を留保することが望ましいと考えます。

ハ) 外交会議での発言の経緯

自己指定留保の規定（ヘーグ協定14条（3））は、英語を母国語としない国の審査が遅延し
ないように、外交会議で日本が提案し、韓国、ドイツ、ロシア、米国、ポルトガルのセコンド
(second) を得て設けられた規定です。

よって、外交会議での発言を変更する場合には、慎重を要すると考えます。

また、日本が自己指定を留保すれば、他の英語を母国語としないアジア諸国も加盟がしやすくなると考えます。

二) 自己指定のニーズは低い

知的財産研究所のアンケート調査（知的財産研究所「特許庁平成23年度産業財産権制度問題
調査研究報告書 国際協定への加盟に向けた意匠制度の在り方に関する調査研究～ヘーグ協定
加盟に向けた意匠制度の在り方～」）によりますと、アンケート送付先に対する、自己指定希望
の比率は30%以下であり、自己指定のニーズは低いと考えます。

以下の平成23年12月20日の産業構造審議会知的財産政策部会第14回意匠制度小委員会での
ご説明は、「自己指定の留保」、「自己指定のニーズ」についての理解が不正確と考えます。

「それから自己指定の容認ですが、これはジュネーブアクト制定の議論の際に、我が国が提案した
宣言事項ですが、出願ルートとしては、例えば日本ですと日本に出願してからでないと各国の
指定ができないですか、国際出願をした場合に日本を指定できないという制度になります。こ
ちらについては、今や英語が主流になっておりますので、100%皆様方から、これは禁止の宣言
をしない方がいいという御意見を頂いておりますが、改めて整理させていただこうと思っており
ます。」（平成23年12月20日の産業構造審議会知的財産政策部会第14回意匠制度小委員会）

以上

参考資料

- (1) 日本政府の外交会議での発言（和文）
- (2) 日本政府の外交会議での発言（英文）